

「家電製品に係わる製品安全に関する自主行動計画」策定について

昨年の第165回臨時国会において、平成18年11月に可決、成立しました「改正消費生活用製品安全法」は、平成19年5月14日に施行されました。

本法の施行にあたって、経済産業省は、関係業界に対し、製品安全自主行動指針として製品安全の確保に向けた事業者自らの取り組みを促すため、産業構造審議会製品安全小委員会の審議を踏まえ、企業トップの意識の明確化や体制整備及び取組み等の製品安全に関する基本的な考え方や行動の在り方を示しています。

今般、当協会は、経済産業省より「家電製品に係わる製品安全に関する自主行動計画」策定の要請を受け、社会における安全文化の定着に貢献し、家電業界の安全安心への取組みに対する消費者の信頼を獲得するため事業者団体として自らの自主行動計画を策定しました。

併せて、賛助会員による「製品安全に関する自主行動計画」の策定を支援するための「製品安全に関する自主行動計画策定ガイドライン」を作成・配布し、社内体制整備と継続的な取組みへの支援を行っております。

【(財)家電製品協会の「製品安全に関する自主行動計画」】

財団法人 家電製品協会は、「消費者重視」の視点に立ち、以下の活動を継続することにより、積極的に家電製品の安全確保に貢献します。

1. 国の「製品安全に関する自主行動指針」に基づき、賛助会員による自社「製品安全に関する自主行動計画」策定を支援するためガイドラインを作成するとともに、その後の継続的な活動を支援します。
2. 国との密接な連携を保つことにより、製品事故報告制度の適正な運用を期します。
3. 消費者に家電製品を安心して使用いただくことを目的として啓発・推進している「愛情点検」キャンペーンについて、一層の周知を図り、継続的に実施します。
4. 消費者に対する家電製品の正しい使い方の啓発や誤使用に関する情報提供などを通じ、製品安全文化の定着に貢献するよう努めます。